

第一五回

参第八号

国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律（案）
国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「半年」の下に「（国有の林野から産出する樹木の売払代金にあつては、一年）」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

樹木の現金化に長期間を要する実情にかんがみ、国有の林野から産出する樹木の売払代金の延納期間を一年に延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。